

REPORT 携帯基地局 設置9年後に申告促され

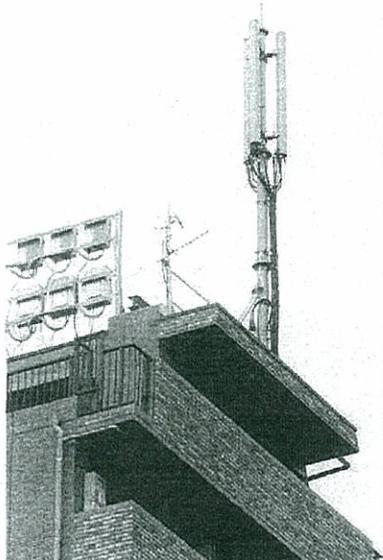
管理組合に追徴課税

5年分が のほり徴収 賃料収入は年間約300万円

屋上に携帯電話の基地局を設置しているマンションの管理組合が昨年、地元税務署の指摘を受け、初めて法人税の確定申告を行った。基地局を設置したのが9年前だったため、時効にかからぬ過去5年分についても申告するよう指示され、結果追徴課税を受ける項目に、法律上の義務とはいえ、こうした収益事業を行っている全てのマンションが税金を納めているわけではない。何となく損した気分ではないが、申告を通じて学んだ点もあった。

保険料も必要経費に算入

昨年度の申告は今年度の延長の特例として、度も税務署職員と協働の点検や管理員の行った。管理組合の事業、総会開催後の提出を認識。管理規約や収支報告書、管理委託契約書、託費が認められた(左)など「賃料」として表に実際の法人税の支出を「賃料」として、必要経費や払い額や必要経費等、で構成された「収益割合」を導き出し、この割合に必要経費を乗じて、このマンションでは約1700万円。収益割合は7.8%だった。昨年度の法人税額に算出した約29万円が追加された。このため、管理組合が納めた昨年度の法人税は約29万円。申告方法等については、損保保険料や電話代、防犯費用も認められて、必要経費に算入される。また、基地局の維持管理に必要経費は、管理員が行う巡回による基



2012年度の課税額と計算方法

収入	-	必要経費	=	所得	×	法人税率	=	法人税額
約300万円		約133万円 + 事業税分 約5万円		162万円		(18%)		約29万円

経費の計算

経費計上が認められた支出の合計 × 収益割合 = 必要経費

約1700万円 × 7.8% = 約133万円

収益割合 = 収入 ÷ (管理費の総収入 + 収入)

- 管理委託費
- 共用部分電気料金
- 共用部分損害保険料
- 通信費
- 防犯費用



追徴税額の内訳

確定申告関係の書類。税務署は親切に対応してくれた。当初は「ちくり」を疑った。だが「そうではなく、独自調査した結果らしい」との感服を得た。「まず屋上にアンテナが付いてますから、プロなら、それが何を意味するかわかれば、この担当者は、税務署が調査に入ったのは、国税庁が昨年2月に公表した、駐車場の外部貸しに併って課税見解が影響している面があり、そう」と続けた。

3万円と出た。この経費を、携帯会社から受ける賃料約300万円から差し引いたのが所得になる。最終的に課税されるのは約29万円。昨年度の法人税額に算出した約29万円が追加された。このため、管理組合が納めた昨年度の法人税は約29万円。申告方法等については、損保保険料や電話代、防犯費用も認められて、必要経費に算入される。また、基地局の維持管理に必要経費は、管理員が行う巡回による基

結局5年分の納税額は、約180万円に上った。これに事業税など諸税分約60万円が加算されている。管理組合からすれば「なぜうちだけが…」という気持ちもあった。かもしれないが、税務署員が手取り足取り教えてくれたため、次回以降も自力で申告できる知識が身に付いた。税理士にお力ネを払わずに済むため、この点は助かった。かもしれない。

適切な保険

◆長期修繕計画策定

◆建物・設備調査診断

◆改修設計・工事施工監理

一級建築士事務所
経東京建物リサーチ・センター

ISO9001認証登録

【設計・監理センター】 【調査・診断センター】
〒102-0082 東京都千代田区一帯町1-7番地2号
TEL 03 (3221) 2401 (代表)